

重点事項について①（「計画策定等」以外）（案）

資料7

1. 行政機関間の情報連携、手続のオンライン化・改善等、デジタルの活用を通じて、住民の負担軽減及び地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るもの (重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<p>登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加 (地方税法) 【省令改正】 (管理番号38)</p>	<p>北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県 (総務省、法務省)</p>	<p>市町村は、都道府県が不動産取得税を課税するために必要な固定資産評価額及び建築年月日の情報を固定資産ごとに抽出して都道府県に通知している。</p> <p>地方税法の改正（令和5年4月1日施行）により登記所から都道府県に直接通知されることとなる不動産の登記情報について、登記所が保有する固定資産評価額及び登記事項である建築年月日の情報を追加する。</p> <p>これにより、不動産取得税の課税業務に係る市町村の負担軽減に資する。</p>
2	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 (住民基本台帳法) 【法律改正】 (管理番号42・125)</p>	<p>山口市／福井市、福井県 (総務省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用し本人確認情報の提供を受けられることのできる事務については、住民基本台帳法別表及び同法別表に関する省令により規定されている。</p> <p>同法別表等に、新たに、 ①所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく土地所有者探索事務 ②森林法に基づく林地台帳作成・更新事務などを追加する。</p> <p>これにより、地方公共団体における業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、住民サービスの向上に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
3	<p>国家資格等に係る手続のオンライン化等 (調理師法、製菓衛生師法、通訳案内士法、クリーニング業法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、住民基本台帳法／栄養士法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号97・113～117)</p>	<p>新潟県、岐阜県／関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>① 「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」※の対象資格に、調理師、製菓衛生師、全国通訳案内士、クリーニング師及び登録販売者を追加する。</p> <p>② 「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象となっている管理栄養士等の手続について、オンラインで行われた場合の都道府県経由事務を廃止する。</p> <p>これらにより、都道府県等の事務負担の軽減及び申請者の利便性向上に資する。</p> <p>※国家資格等情報連携・活用システム(仮称) 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進のため、デジタル庁が開発・構築を進めている。 税・社会保障・災害に係る32資格は、他の資格に先行して、令和6年度からの運用開始を目指すこととされている。</p>
4	<p>障害支援区分認定調査のオンライン化 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号118)</p>	<p>熊本市、船橋市、長崎市 (厚生労働省)</p>	<p>障害支援区分認定調査※については、対面での実施が原則であるが、現在は、感染拡大防止の観点からオンライン実施が特例的に可能とされている。</p> <p>これを、へき地や遠隔地の居住者が対象であることや医師・看護師の同席など一定の要件下で、恒久的に可能とする。</p> <p>これにより、認定調査員の負担が軽減されるとともに、障害福祉サービスの円滑化に資する。</p> <p>※障害支援区分認定調査障害者(申請者)がどの程度の支援を必要とするかを評価するために、市区町村が行う調査。支給決定(有効期間は最大3年)及び変更の際に実施。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
5	<p>生活保護法上の指定介護機関に係る 手続の見直し (生活保護法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号127・128)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合、福島県、栃木県／大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>指定介護機関(※1)については、介護保険法上の指定やその取消等が行われた場合、生活保護法上も同様の措置を受けたものとみなされる。しかし、機関の名称等の変更や旧法指定機関(※2)の取消については、その対象外であるため、生活保護法上の届出等が別途必要である。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 介護保険法上の変更等の届出があった場合、生活保護法上の変更等の届出があったものとみなす。</p> <p>② 旧法指定機関について、介護保険法上の取消等を受けた場合、これを要件とした生活保護法上の取消等を可能とする。</p> <p>これにより、指定介護機関及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p> <p>(※1) 生活保護法上の介護扶助を行う介護機関 (※2) H25生活保護法改正前に同法の指定を受けた介護機関</p>
6	<p>セーフティネット保証の認定機関の 拡充と事務手続のオンライン化 (中小企業信用保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号171・288)</p>	<p>川西市、兵庫県／大府市 (デジタル庁、財務省、経済産業省／財務省、経済産業省)</p>	<p>自然災害、構造的な不況等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者について、一般の保証限度額とは別枠での融資を保証する「セーフティネット保証制度」について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 中小企業者が当該制度を利用するに当たっては、市区町村長による認定を受ける必要があるところ、商工会議所及び商工会による認定も可能とする。</p> <p>② 中小企業者(又は代理申請する金融機関)が行う市区町村への認定申請から信用保証協会における保証決定までの手続をオンライン化するため、統一の仕組みを構築する。</p> <p>これらにより、市区町村の事務負担を軽減するとともに、中小企業者等の利便性向上に資する。</p>

2. 子どもを産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
7	<p>認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、児童福祉法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号193・231・232)</p>	<p>指定都市市長会／浜松市／浜松市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>指定都市の長は子ども・子育て支援施設・事業の認可等の権限を有しているが、子ども・子育て支援施設・事業に係る事務が都道府県と重複している状況を解消するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 認定こども園の認可・認定における指定都市の長が行う都道府県知事との事前協議を不要とする。</p> <p>② 認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、指定都市の長が条例等で定めることができるようにする又は届出事項を統一する。</p> <p>③ 認定こども園施設整備交付金について、国から都道府県を通じた間接補助ではなく、国から指定都市への直接補助とする。</p> <p>これらにより、事業者及び指定都市の負担軽減に資する。</p>
8	<p>公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと (児童手当法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号204)</p>	<p>利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市 (内閣府)</p>	<p>児童手当の支給は、公務員は所属長、公務員以外の者は居住地の市町村長が行うこととされているため、公務員が退職等した場合には申請先の変更が必要となるが、申請の遅れや申請漏れにより児童手当の不支給期間が生じる等の支障が起きている。</p> <p>そのため、公務員についても児童手当の支給を居住地の市町村長が行うこととする。</p> <p>これにより、申請先が異なることによる申請漏れが抑制され、住民サービスの向上に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
9	<p>放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準の見直し (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p><H28、H29、H30年フォローアップ案件></p> <p>(管理番号H28-98・111・213、H29-25、H29-104・105、H29-161、H29-303、H30-21、H30-47・278)</p>	<p>栃木県、松山市、広島市／長洲町／岐阜県、本巢市、中津川市／全国知事会、全国市長会、全国町村会／出雲市／豊田市／うるま市／九州地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員）の資格と員数について、従うべき基準として全国一律の基準が定められていたことが、人材確保の支障となり、地方における放課後児童クラブの継続的・安定的な運営が困難となっていたことから、令和元年の第9次一括法により当該従うべき基準の参酌化を行った。</p> <p>第9次一括法の附則に規定されている内容の検討状況を把握することとする。</p> <p>(参考) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号） 附則 第5条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

3. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
10	<p>指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し (介護保険法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号1)</p>	<p>さいたま市 (厚生労働省)</p>	<p>居宅要支援者に対し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成する指定介護予防支援事業者の指定対象は、「地域包括支援センターの設置者」に限定されているため、地域包括支援センターの業務負担が増加している。</p> <p>このため、指定対象を指定居宅介護支援事業者と同様に、「介護予防支援事業を行う者」へと拡充する見直しを行う。</p> <p>これにより、地域包括支援センターをはじめ、市区町村の負担軽減に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
11	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し (国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号19・192)</p>	<p>宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市／指定都市市長会 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きは、毎年、対象者が申請を行うこととなっているが、実態としては保険者から勧奨通知を送っているなど負担になっている。</p> <p>このため、被保険者からの初回の申請をもって、以降は都度、申請によらずとも、継続支給を可能とする見直しを行う。</p> <p>これにより、被保険者の申請手続きの効率化、市区町村及び後期高齢者医療広域連合等の保険者の事務負担の軽減に資する。</p>
12	<p>中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し (介護保険法) 【告示改正等】</p> <p>(管理番号79)</p>	<p>山都町 (厚生労働省)</p>	<p>中山間地域等における訪問介護においては、介護事業所から利用者宅が遠く、散在していることから、サービス時間よりも移動時間の方が長くなり、事業所がサービス提供を断るといった課題が生じている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護報酬上の訪問介護労働者の移動時間等の考え方を明確化する。 ② 中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等の実態を踏まえ、介護報酬等の見直しを行う。 <p>これらにより、地域の実情に応じた訪問介護サービスの提供が可能となり、中山間地域等における訪問介護の安定確保に資する。</p>

4. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
13	<p>生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とする見直し (国民健康保険法) 【省令改正】 (管理番号81)</p>	<p>砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合は、世帯主から市区町村に対し、14日以内に資格喪失の届出が必要とされているが、手続きが失念されることで、国民健康保険税の払戻処理等の事務負担が生じている。</p> <p>このため、生活保護の受給開始を市区町村が公簿等により確認できるときは、届出を不要とする見直しを行う。</p> <p>これにより、市区町村の事務の効率化及び住民の負担軽減に資する。</p>
14	<p>マイナンバーカード関係手続の合理化 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】 (管理番号15・90・246・280)</p>	<p>松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町／徳島県、香川県、愛媛県、高知県／特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市／宮崎市 (デジタル庁、総務省)</p>	<p>今後マイナンバーカードの普及が進むにつれ、カード本体やカードに搭載されている電子証明書の更新等に伴う市区町村の事務負担が更に増加することが見込まれる。 このため、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① マイナンバーカード交付手続について、委託事業者による本人確認を含めた申請受付を可能とする。 ② マイナンバーカード更新手続について、申請をマイナポータル等のオンラインやコンビニエンスストアのキオスク端末で行えるようにするとともに、オンラインによる本人確認の導入により窓口での本人確認を不要とし、郵送による更新カード受取を可能とする。 ③ 電子証明書の更新及び各種パスワードの初期化・再設定の手続について、オンラインやコンビニエンスストアのキオスク端末での手続を可能とする。 <p>これらにより、住民や市区町村窓口の負担軽減に繋がり、マイナンバーカード関係手続の円滑化に資する。</p>

4. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
15	<p>建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し (建築基準法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号16)</p>	<p>今治市 (国土交通省)</p>	<p>建築主事は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者でなければならないが、本市では建築主事の継続的かつ安定的な確保に不安を有している。</p> <p>建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政に関する2年以上の実務経験を積んだ者となっている。</p> <p>受検時に実務経験を求めている要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。</p> <p>これにより、建築基準適合判定資格者検定の受検機会が増加し、建築主事の人材確保に資する。</p> <p><参考：建築士試験> 建築士試験においては、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）により、受験要件であった実務経験が免許登録要件に改められ、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいけばよいこととされた。</p>
16	<p>大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止 (大規模小売店舗立地法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号27・86)</p>	<p>長崎県、九州地方知事会、宮城県、福島県、新潟県／宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会 (経済産業省)</p>	<p>大規模小売店舗について、店舗設置者又は小売業者が法人である場合、その代表者の氏名に変更があったときは都道府県に届け出なければならないとされている。</p> <p>複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び地方公共団体の事務負担が多いため、店舗設置者又は小売業者が法人である場合の代表者の氏名変更に係る届出を廃止する。</p> <p>これにより、地方公共団体や届出事業者の事務負担の軽減に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
17	<p>会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し (地方自治法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号89)</p>	<p>徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合 (総務省)</p>	<p>地方公共団体の会計年度任用職員の勤勉手当については、地方自治法等の規定により支給できないこととされており、期末手当のみが支給されている。</p> <p>一方で国の非常勤職員（期間業務職員）においては勤勉手当の支給が可能（※）であるため、国及び地方公共団体の常勤職員並びに国の非常勤職員と地方公共団体の会計年度任用職員の間不均衡が生じている。</p> <p>（※）平成30年度においては、国の期間業務職員の9割強に対して、勤勉手当が支給されている。</p> <p>そこで、地方公共団体において、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することを可能とする。</p> <p>これにより、会計年度任用職員の人材確保や意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資する。</p>
18	<p>シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備 (都市公園法) 【政令改正等】</p> <p>(管理番号245)</p>	<p>特別区長会 (国土交通省)</p>	<p>都市公園法上、シェアサイクルポート設置の可否が不明確であり、その設置に二の足を踏んでいる。</p> <p>以下のいずれかの措置により、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 都市公園法上の公園施設のうち便益施設について定める都市公園法施行令第5条第6項にシェアサイクルポートに関する規定を追加する。 ii) 同項に規定する「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。 <p>これにより、都市公園内のシェアサイクルポートの迅速な設置が可能となり、住民の利便性向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p> <p>※シェアサイクルポートとは、不特定多数の人が自転車を共同利用するための貸出・返却する拠点となるもの。</p>